

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。  
 令和 七年 一月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ごとう内科呼吸器科クリニック	下関市秋根南町一丁目五番二八号	令和 七年 三月 一日
吉永外科医院	宇部市錦町四番一号	〃
よしまつ医院	山口市秋穂二島五七八九の一	〃
全真会病院	萩市大字山田四八〇七の三	〃
みずほ内科クリニック	下松市瑞穂町二丁目一九番一四号	〃
久保駅前クリニック	下松市大字河内七九四の一	〃
医療法人光の会重本病院	下関市豊浦町大字黒井一〇〇九七番地の五〇	〃 十日
独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	岩国市愛宕町一丁目一一一	〃 二十四日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 一月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
きらら下松歯科医院	下松市西柳一丁目二番四八号	令和 七年 三月 一日
榊尾歯科医院	岩国市由宇町中央二丁目七番二六号	"
酒井歯科医院	周南市本陣町一五番二二号	" 六日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、  
 次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療  
 機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令  
 （昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 一月 二十四日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
しらゆり薬局	下関市上新地町三丁目一番一号	令和 七年 三月 十日
みらい薬局	宇部市東小串二丁目一―三	" 一日
よつば薬局	宇部市東梶返三丁目九―二〇	"
こころ薬局 吉敷店	山口市吉敷中東三丁目二八六―一	"
新しいのみや大内薬局	山口市大内千坊四丁目一五番三〇号	" 四日
コスモ薬局防府店	防府市鑄物師町一―番二二号	" 一日
いくも薬局八王子店	防府市八王子二丁目一―一九	"
センター薬局	岩国市愛宕町一丁目一―三	"

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
栄久薬局	周南市原宿町四一九	令和七年三月一日
木村薬局	周南市平和通二丁目三番地	〃